

社会福祉 しずおか



特集

児童委員は、子育て・子育てを応援しています
～子どもたちの笑顔と未来のために～

福祉のまちづくり絵画コンクール優秀作品を紹介します(平成29年度)

テーマ やさしさでつながる福祉(しあわせ)のまち



★静岡県健康福祉部長賞

むらまつ わかな

森町立飯田小学校(4年) 村松 和奏 さん

「笑顔でつなぐ やさしさの輪」

富士山、しずおかけんの花つつじにかこまれて、みんなが笑顔でいる。
笑顔でいれば、みんなの心がつながり、やさしさの輪が広がっていくと考える。

※学校名、学年は平成29年度のものです。

編集発行



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号 電話.054-254-5248 FAX.054-251-7508 <http://www.shizuoka-wel.jp>
E-mail spcsw@shizuoka-wel.jp

※本機関紙は皆さまの会費を充当し発行しております。

児童委員は、子育て・子育てを応援しています

～子どもたちの笑顔と未来のために～

近年、少子化や核家族化の常態化、人間関係の希薄化等の中で、子どもや子育て家庭をめぐる課題は多様化、深刻化している中であって、住民の身近な存在である児童委員活動への期待が一層高まっています。

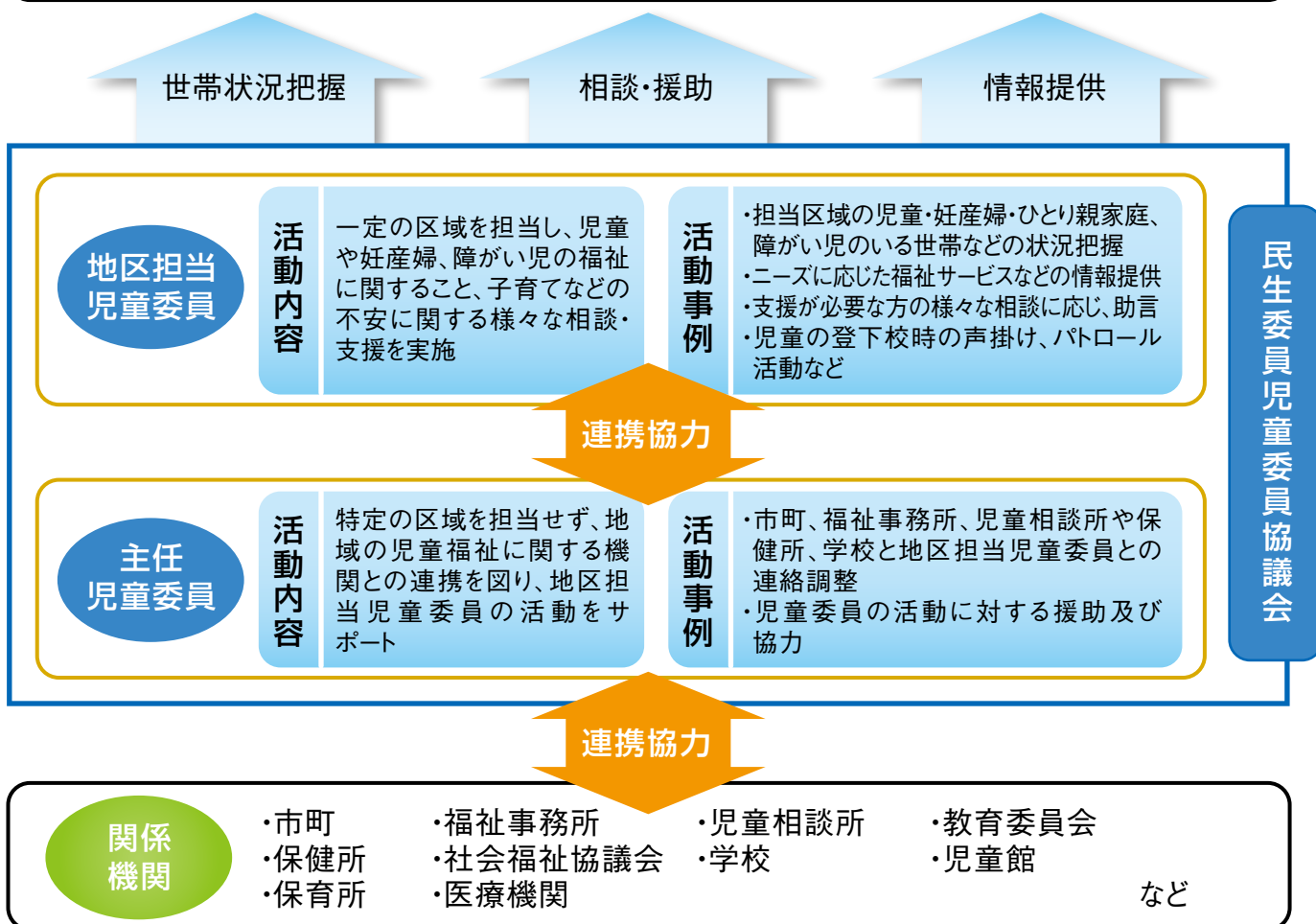
本号では、児童福祉週間(5月5日～11日)及び民生委員・児童委員活動強化週間(5月12日～18日)にちなみ、児童委員や主任児童委員の活動を紹介します。

児童委員・主任児童委員とは

- 児童委員は、児童福祉法に基づき、民生委員を兼ねた者として厚生労働大臣から委嘱されています。
- 主任児童委員は、児童委員のうちから、児童福祉に関することを専門的に担当する者として、厚生労働大臣から指名されています。

例えば、こんな世帯をサポートしています

・ひとり親(母子、父子) ・障がい児がいる ・子どもがいる世帯で生活に困窮している



児童委員や 主任児童委員の 活動事例

※あくまでも活動事例であり、
その内容は地域によって様々です。

1 地域の「子育て応援団」

今日、地域におけるつながりの希薄化や核家族化の進行、共働き家庭の増加等により、周囲に頼れる人がいない環境で子育てをしている保護者（親）や、学校・家庭以外で大人と関わる機会が乏しい子どもが少なくありません。地域で暮らすすべての親子が、笑顔で生活を送ることができるようになるためには、地域の中で誰かとつながっていることを実感し、何かあったときには頼れる相手がいるという安心感をもてるようにしていくことが必要です。

① 登下校時の通学路での見守りや声かけ運動の実施、また様々な形で学校行事や授業等へ積極的に参加し、子どもたちに自然に顔を覚えてもらい、「地域のおじさ

ん・おばさん」として、声をかけやすく、またかけられやすい関係づくりに努めています。



笑顔のあいさつ運動

② 放課後や夜間の「居場所づくり」事業への協力等を通じて、子どもたちと継続的に関わり、子どもたちが悩みや課題を抱えたときには、相談相手になっています。

③ 市町社協や子育て支援活動を行うボランティア団体等と連携した

「子育てサロン」の開催、産後の母親や子育て中の保護者へのレスパイト事業（子どもを一時的に預かり、保護者の息抜きやリフレッシュを図る事業）や「子育てひろば」等に関する情報提供を行い、子育て中の親同士をつなぎ、子育て家庭の孤立防止を進めています。

④ A市では、市役所や保健所等と連携し、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や健診未受診家庭への訪問、母親教室・父親教室、両親学級等への協力を行っています。



子育て支援活動に協力する児童委員

2 子育て、子育てを応援する 地域づくり

核家族化の進行や人間関係が希薄化する中、子育て（家庭）を地域として支えていくことが重要となっています。また、交通事故や犯罪被害などから子どもを守り、その健やかな育ちを支えていくためには、地域全体で子どもを見守っていくことも大切です。

① 児童館やボランティア団体等と連携し、昔ながらの遊びの伝承や世代間交流、居場所づくりを進めているとともに、広く参加の呼びかけを通じて、子どもと地域の大人との関係づくりを進めています。

② 子どもや子育て家庭が地域の中で見守られていることを実感できるように、民生委員児童委員協議会として地域住民同士が声を掛け合う「一声運動」や「挨拶運動」の実施を広く地域の人々に呼びかけています。

③ B市では、子どもたちと共に地域の危険箇所や災害時の避難経路等を示した「安全マップ」の作成や防犯・避難訓練などを通じ、子ども自身が自らを守る力を高めるとともに、地域において子どもの安全を守る取組を進めています。



中学生とともに「身近な福祉について語ろう」

④ C市では、小中学校、教育委員会と連携し、いわゆる「子ども民生

委員」などの体験活動の実施、また自治会や子ども会等と協力し、お祭りといった地域行事に子育て家庭や子どもたちへの参加を呼びかけること等を通じて、子どもやその保護者に、自らも地域を担う一員であることを感じてもらう機会を作っています。

⑤ D市では、地域の福祉施設を会場とした子ども食堂や学習支援事業等の開催を通じて、社会福祉法人との積極的な連携・協働を図っています。

3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える

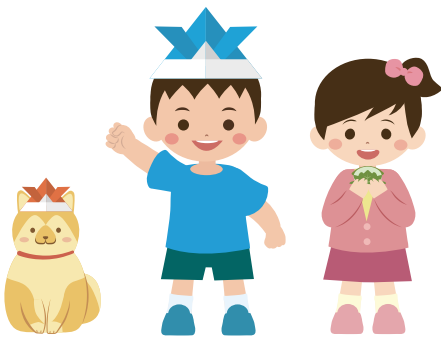
今日、様々な課題を抱えながら、周囲に助けを求める「声を出せない」、また「声を出さない」親子も少なくなく、そうした親子（家庭）を早期に把握し、支援につなぐことが課題の深刻化を防ぐためにも重要となっています。

① E市では、市役所や保健所等と連携した「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や健

診未受診家庭の訪問、また乳幼児健診時の出張相談会の開催等を通じて、課題を抱える親子の早期把握に努めています。

② F市では、学校教員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの定期的な情報交換会等の開催を通じて、気になる子どもの情報共有を進めています。

③ G町では、不登校の子どもたちが日常的に通い、遊びや勉強等の活動ができる居場所づくりへの協力や情報提供を行い、不登校の子どもの育ちを支えています。



結びに

「子は親を映す鏡」であると同時に「子どもは社会を映す鏡」です。

「社会の宝」である子どもたちが、未来に希望をもちながら、健やかに育っていくことが、地域社会の豊かな未来につながります。また、子どもが豊かに育つことができるまちは、すべての地域住民にとっての生活しやすいまちであるといえます。

社会福祉協議会としても、子どもの「居場所」及び「要場所（自分の存在が必要とされていると実感できる場所）」づくりなど、地域の児童委員とともに「子育て応援団」として、地域住民をはじめ学校や自治会・町内会、子ども会、児童館、行政、教育委員会、ボランティア団体などと連携・協力し、子育てを応援する地域づくりを進めてまいります。

神谷基金障がい者自立支援活動奨励賞

受賞団体紹介

平成29年度神谷基金障がい者自立支援活動奨励賞を受賞した10団体の中から、今回は最優秀賞受賞団体の活動を紹介します。

「社会福祉法人たちばな会

たちばな授産所（共同受注代表施設）」（浜松市）

障害者就労施設等の受注を確保するために、平成25年4月より障害者優先調達推進法が施行されました。これより、静岡県内においても障害者施設等に対して各自治体から様々な発注がありますが、その内には単独施設での受注が難しいものも少なからずあるのが現状です。

こうした現状を踏まえ、たちばな授産所が所在する浜松市浜北区においては、たちばな授産所が窓口となって区内の障害者施設が共同受注をする仕組みを確立し、単独施設では実施できない大規模な発注であっても積極的に受注することにより、共同受注参加施設の工賃向上に取り組んでいます。共同受注という仕組み自体は珍しいものではありませんが、浜松市発注の役務、特に草刈だけに狙いを絞り、「浜北294(ふくし)くさかり隊」という統一名称とユニフォーム、のぼり旗を作業中に使用することによって、地域住民に対して障害者への理解向上と民間企業からの新規受注を目指して活動している点が特徴として挙げられます。当初は思ったような効果を上げられませんでした。地道な活動の結果、のぼり旗を見た民間企業から作業依頼が来るなど一定の効果が見られるようになりました。また、昨年からは啓発活動の一環として浜北区役所前の清掃をボランティアで行い、さらなる認知度向上に取り組んでいます。

以上のような活動の結果、平成29年度の共同受注実績は契約金額が約1,123万円、施工面積は約27.4万㎡（東京ドーム約5.86個分）となっており、契約金額としては発足直後の平成25年度と比較して約11.7倍の伸びとなりました。この様に実績が急激に伸びた要因は、共同受注というスケールメリットを活かすことができたのはもちろんのこと、窓口施設が代表して入札に臨むために価格競争を防止できたことが大きいと思います。

今後は今まで以上の実績を目指しつつ、この共同受注方式を他地域へも広げることで、多くの障害者施設の工賃向上に資することができればと思っています。



統一ユニフォーム・のぼり旗で活動をPR



共同受注による草刈り作業の様子

平成三十年度 県社協事業計画

基本目標 1 地域福祉を支える人づくり

実施目標①

住民の意識と主体的な行動力を高めます

●暮らし・安心・支え合いの福祉のまちづくり県民運動の実施

県民福祉の日(10月20日)を中心とした県民運動において、地域における深刻な生活課題の解決や社会的孤立の防止に関する啓発活動を展開します。

●市町社協等と協働して住民の主体形成を図ります

1 ボランティア活動推進事業

市町社協ボランティアセンターの支援強化並びに地域活動団体及びNPO関係団体への支援を行います。

大規模災害発生時に備え、県内社協の体制整備、職員の資質向上に努めます。

2 地域福祉教育推進事業

住民主体の地域福祉を進めるうえでの基盤である福祉教育を推進し、子どもからお年寄りまで全ての住民を対象に福祉に対する啓発・活性化を図ることにより、地域住民自らが主人公となった草の根的な「福祉のまちづくり」を進めます。

3 教員免許取得のための介護等体験事業

小学校及び中学校教諭の普通免許証取得希望者に義務付けられている社会福祉施設での介

護等体験において、円滑に実習ができるよう到大学、施設との受入調整業務を行います。

実施目標②

地域福祉活動の核となる人材を育成します

●小地域福祉活動リーダーの育成を支援します
小地域福祉活動の推進・まとめ役、実際に活動を行う人(自治会役員や地域活動者等)を養成する指導者を育成します。

●地域福祉コーディネーター、社協職員を育成します

複合的な課題を抱える人や家族に対して総合的な支援を行う地域福祉コーディネーターや、地域住民が主体となる活動を促し継続的な支援や調整を行う人材を育成します。

●民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりとリーダー層の研修を実施します

民生委員・児童委員活動と社協活動の連携強化を図るため、活動の基盤である法定地区民児協の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員が住民の身近な相談・支援者としての役割を担うための研修を開催します。

また、市町民児協事務局、県市町行政、市町社協との合同会議を開催します。

実施目標③

福祉サービスの担い手を確保・育成します

●福祉介護現場の魅力ややりがいの発信と、きめ細やかな就労支援により、より多くの就労につなげます

1 福祉サービスの担い手の確保の推進
福祉人材センターでは、福祉・介護現場の魅力ややりがいを積極的に発信するとともに、福祉・介護人材確保のため、求人・求職のマッチングをきめ細やかにするなど、求人事業所及び求職者への支援を行います。

2 インターンシップ制度の実施

学生が自分の適性や適職を考える機会を提供するため、インターンシップの受入を行います。

●人材の育成と職場への定着のため、働きやすい職場環境をつくりまします

1 各種研修の実施

福祉介護職員を対象とした外部研修実施機関として階層別・テーマ別の研修会を開催するとともに、人材育成の基本である職場内の研修実施を支援します。

2 社会福祉事業等における福利厚生者の推進

福祉従事者の福利厚生を充実し、社会福祉の現場を「魅力ある」職場としていくために、「社会福祉法人福利厚生センター」の福利厚生事業の事務を引き続き受託します。

基本目標 2 地域福祉を支える仕組みづくり

実施目標①

住民主体による地域福祉活動・生活支援を推進します

●小地域福祉活動の推進や基盤整備を市町社協と協働して取り組みまします

1 生活支援サービス活性化事業

住民同士の支え合い活動や生活支援サービスの立上げ支援を行い、住民主体の生活支援サービスの活性化を図ります。

2 居場所づくり推進事業

市町社協をはじめとする関係機関・団体と協

働し、多様な居場所づくりの取り組みを支援するとともに、実践者のネットワーク構築を図ることを目的に実施します。

3 みんなで支える地域福祉促進事業

市町社協から提案のあった事業を支援するとともに、小地域福祉活動を推進する担い手づくりの研修を実施します。

4 ふじのくに型福祉サービス推進事業

年齢や障がいの有無にかかわらず、また制度や窓口の垣根を超えて誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような「ふじのくに型福祉サービス」(居場所、共生型福祉施設、ワンストップ相談)の推進を図ります。

5 公営集合団地における支え合い推進事業

集合住宅団地において、居場所づくりを通じてつながりづくりや孤立する住民の見守り、困りごとへの相談など、住民相互の支え合い活動について、住民意識の向上と仕組みづくりを図ります。

●地域における災害時要援護者の支援体制づくりを関係機関・団体と連携・協働して取り組みまします

地域における「声掛け見守り活動」を通じて、地域つながりを再構築するとともに、福祉専門職による災害派遣福祉チームを避難所等に派遣すること、災害時における要配慮者の支援を実施します。

実施目標②

支援を必要とする住民の地域生活を支えます

●生活困窮者の理解促進と自立支援の仕組みづくりへの支援

1 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立就労支援等体制を構築することにより、生活困窮者の自立支援に取り組みまします。

2 生活福祉資金貸付事業

生活困窮者自立支援施策の一つである生活福

社資金貸付事業を、市町社協をはじめ、民生委員・児童委員及び行政等関係機関と連携して推進します。

● 権利擁護体制の構築の推進

1 日常生活自立支援事業
認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの方々が、地域において自立した生活を安心して送ることができるよう、福祉サービスの利用支援を市町社協と協働して行います。

2 法人後見実施機関職員研修事業(県委託事業)
老人福祉法第32条の2等に基づく、市町の成年後見等に係る権利擁護体制整備のための支援に取り組みます。

3 福祉関係者等及び一般県民への成年後見制度の理解促進事業(県委託事業)
福祉関係者等に成年後見制度への理解を深めてもらい、それぞれの支援対象者やその家族、同僚等に制度説明や周知を行い、必要とする人を利用につなげる体制を作ります。

4 社協の法人後見等広域連携事業
社会福祉協議会が取り組む法人後見等の事業を、市民後見実施を考慮しつつ、広域連携で展開出来るよう事業連携の仕組みづくりに取り組めます。

● 行政・各関係機関、団体種別協議会、職能団体との連携・協働の促進

1 福祉サービス運営適正化委員会事業

福祉サービス利用者からの苦情解決及び事業者段階における適切な苦情解決の仕組みづくりに取り組めます。

2 福祉サービス第三者評価事業

福祉サービス提供事業者のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関として、専門的かつ客観的な立場から評価し、その結果をホームページで公表します。

3 社会的養護関係施設第三者評価事業

社会的養護施設の施設運営の質を公正・中立な第三者評価機関として、専門的かつ客観的な立場から評価し、その結果をホームページで公表します。

4 障がい者等の自立支援の推進

地域活動支援センターの利用者の就職やアパート等への入居に際して、身元保証人や連帯保証人になっている施設長等に対し、補償義務が発生した場合の損失補填を行う事業を継続するとともに、県肢体不自由児協会の事務局を受託し、肢体不自由児の福祉増進を図ります。

5 児童等の自立支援の促進

児童養護施設等退所者や里親等委託解除者のうち、保護者等から経済的支援が見込まれない者を対象とした貸付を行い、対象者の安定した生活基盤を確保し、自立の促進を図るとともに、県里親連合会の事務局を受託し、社会的養護が必要な児童の自立を支援します。

6 障がい者の就労支援

障がい者の就労意欲の高揚と工賃アップを図るための「仕事」の開発または「市場」の開拓等に取り組む事業所を表彰し奨励金を贈り、その活動の充実を図ることで障がい者の自立支援等を促進します。

7 ひとり親家庭の自立支援の促進

高等職業訓練促進給付金を活用し、看護師等の就職に有利な資格を取得するため養成機関に入學し卒業後その資格を利用し就労自立を目指す人親について、入学準備金・就職準備金を貸し付けることにより、ひとり親家庭の自立を促進します。

基本目標 3
地域福祉を支える
基盤づくり

● 実施目標 ①

市町社協を支援します

● 市町社協相互の連絡調整、調査研究・政策提言
市町社協の体制強化、基盤整備を図るとともに、地域福祉を協働して進めるための基礎調査及び訪問支援等を行います。
また、各市町の地域福祉推進における現状や

課題、今後の取組について、近隣の市町の関係機関による意見交換の場を設定し、連携強化に努めます。

● 役職員のスキルアップ支援

地域福祉の担い手となる市町社協役職員の資質向上を目的とした体系的な研修を実施します。

● 実施目標 ②

社会福祉事業者を支援します

● 社会福祉事業者の地域福祉推進に係る環境づくりを促進します

1 社会福祉関係機関・団体との連携・協働
社会福祉施設種別協議会及び民間社会福祉団体のより一層の基盤強化を図るための支援や、全体を統括した福祉に関する提言・要望活動を実施します。

● 社会福祉事業者等の経営を支援します

1 福祉施設等への経営指導の実施
社会福祉法人及び社会福祉施設に対し、福祉施設経営指導員等の専門相談員による助言、指導及び支援を行います。

2 社会福祉法人等に対する支援事業

経営基盤の強化や施設サービスの質の向上など、社会福祉事業所の様々な課題の解決を、研修会やセミナーの開催により支援します。

3 社会福祉施設の整備促進事業

民間社会福祉事業の振興を図るため、社会福祉施設の整備に必要な資金(福祉医療機構から借入れた元金・利子)の一部補助や施設の運営設備等に必要資金を融資します。

● 実施目標 ③

県社会福祉協議会の基盤強化を図ります

● 会員参画の場の充実を図ります
県社協への多様な意見集約と県社協のネットワーク機能を高めるため、会費利用内容を明確

にし、よりわかりやすい会員体系を検討します。
● 現場主義に立って多様な情報の収集と福祉に関する情報の発信拠点を目指します

1 地域福祉情報発信事業

2 電子オフィスシステム整備事業

● 組織体制の強化を図ります

1 理事會・評議員会機能の強化
各種事業の進捗状況や、地域が抱える課題等を積極的に報告し、理事・評議員の意見を県社協の事業運営に反映させます。
また、理事・評議員等への日常的な情報提供と意見集約に努めます。

2 職員研修体系の確立

3 地域福祉調査研究事業

第四次活動推進計画の進捗状況や数値目標について評価・分析するとともに、県社協のあるべき姿の実現に向けた取組を進めます。

4 県総合社会福祉会館(シスウエル)の管理・運営

5 防災訓練の実施

● 財政基盤の確保を図ります

1 安定的な財政基盤による事業執行
2 任意監査による組織運営の透明性の確保

平成30年度 静岡県社会福祉協議会収支予算 (単位:千円)

区分		収入	支出
一般会計	社会福祉事業	1,413,067	1,504,184
	公益事業	228,142	1,462,104
	内部取引消去	7,636	7,636
生活福祉資金会計		337,109	383,353
合計		1,970,682	3,342,005
収支差額		△ 1,371,323	
前期末支払資金残高		7,480,252	
当期末支払資金残高		6,108,929	

平成30年度

社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会 組織図



社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会 人事異動 (平成30年4月1日現在)

所属・職名	氏名	備考
事務局長兼総務部長(兼)社会福祉人材センター所長	高橋 邦典	採用(県派遣)
総務部総務課(会館管理室)嘱託職員	前島 清彦	採用
福祉企画部部長代理	西村 慎言	兼務解除
福祉企画部地域福祉課長	海野 芳隆	権利擁護課から異動
福祉企画部地域福祉課 嘱託事務員	海野 ひとみ	採用
福祉企画部経営支援課主任	小澤 裕美	昇格
福祉企画部経営支援課 嘱託事務員	鈴木 輝江	採用
生活支援部部長代理	松田 智	兼務解除
生活支援部生活支援課長	柿澤 彰	人材課から異動
生活支援部権利擁護課長	天野 靖子	昇格 生活支援課から異動
福祉人材部長兼総務部参事兼人材課長	齋藤 勝己	人材課長を兼務
福祉人材部研修課長	鈴木 豊	採用(県派遣)
福祉人材部研修課 専任職員	望月 美津子	嘱託員から転換
福祉人材部人材課 専任職員	松本 蘭子	嘱託員から転換
福祉人材部人材課 嘱託事務員	鈴木 綾乃	採用
福祉人材部人材課 嘱託事務員	小路 佐智子	地域福祉課から異動
福祉人材部人材課(東部支所)嘱託事務員	岩崎 美智子	採用

静岡県社会福祉人材センター研修課主催の研修会のお知らせ

平成30年7月開催分をお知らせします。

★ラクラク申込み『WEB サービス』(会員対象)を御利用ください! →WEB サービスサイト <http://www.shizuoka-wel.jp/member/training>

研修 NO.	研修名	開催日	会場	対象者	内容・講師	受講料 会員(非会員)
11	コーチング研修	7/3	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	コーチングに対する意識を深め、部下の自発的意欲を引き出すための指導法の習得 講師:コーチングアカデミー静岡校 校長、 常葉大学非常勤講師 酒井 美保 氏	4,000 円 (6,000 円)
34	介護技術講座(実践編)	7/11~12 (2日間)	シズウエル	老人福祉施設・介護保険事業所等に勤務する介護職等で介護技術の基礎的知識がある方	生活場面に即した実践的介護技術の習得 講師:静岡県介護福祉士会 飯田 泰子 氏 他	12,000 円 (18,000 円)
96	権利擁護・ 成年後見セミナー (実務編)	7/18	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	認知症高齢者や知的障がい者を支援する福祉職として必要な権利擁護・成年後見の実践的知識の習得 講師:ふるい後見事務所 認定社会福祉士 古井 慶治 氏	3,000 円 (5,000 円)
37	お年寄りの安眠の法則 ～不眠予防と対処法～	7/19	シズウエル	老人福祉施設・介護保険事業所等に勤務する介護職の方	高齢者の睡眠について理解し、睡眠障害等に対する正しい対応について学ぶ 講師:ユークロニア(株) 代表 作業療法士 菅原 洋平 氏	4,000 円 (6,000 円)
36	介護職が知っておきたい 高齢者の褥瘡・ 皮膚ケア講座	7/20	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	高齢者の皮膚障害の早期発見と褥瘡予防のために、皮膚の観察・ケアについて基礎的方法を学ぶ 講師:静岡済生会総合病院 皮膚排泄ケア認定看護師 河合 幸 氏	4,000 円 (6,000 円)
56	認知症と高齢者の 精神症状の 医学的理解	7/31	シズウエル	老人福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	認知症の人を支えることが困難になってしまう最大の原因は、精神症状の出現。高齢者に認められる精神症状とその対応方法を理解する 講師:敦賀温泉病院/海上寮療養所 千葉大学医学部附属病院 地域医療連携部 特任准教授 上野 秀樹 氏	6,000 円 (4,000 円)

◎最新の「研修開催の情報」を、電子メールで事業所様にお知らせします! kenshu@shizuoka-wel.jp に ①事業所名 ②事業所種別 ③電子メールアドレスを入力の上、件名「研修開催の情報 メール送信希望」として送信してください。なお、2か月経過しても配信がない場合は、下記研修課まで御連絡ください。

☆詳しくはホームページをご覧ください 問い合わせ先:研修課 電話 054-271-2174

◎県社協が行う自主研修には、皆様の会費を充当しております。

発煙発火のおそれがあります

東芝エアコンをご愛用のお客様へ 再度のお詫びと重要なおお願い
引き続き このエアコンを捜しています

エアコン室内ファンを回転させるモーターのリード線接続部から、発煙発火する可能性があります。
無償にて点検修理をさせていただきます。

【対象製品】 東芝エアコン大清快

LDRシリーズ

(1998年9月～2000年6月製造)



東芝エアコン大清快

YDRシリーズ

(1999年9月～2001年3月製造)



LDR、YDRシリーズ以外

- ハウジングエアコン
- 石油エアコン
- ガスエアコン
- 業務用エアコン

(1999年11月～
2002年1月製造)

詳細につきましては、こちらの窓口までご連絡ください。

【ご連絡窓口】

東芝キャリア株式会社 安全サービス推進室
〒416-8521 静岡県富士市蓼原336番地

フリーダイヤル
(通話料無料)

専用 TEL:0120-444-899
専用 FAX:0120-445-175

受付時間

平日 9:00～18:00 (土・日・祝日を除く)

本件につきましては、弊社ホームページでもお知らせしています。 <http://www.toshiba-carrier.co.jp/>

ご迷惑をおかけいたしまして誠に申し訳ございません。謹んで深くお詫び申し上げます。
ご連絡いただくお客様の個人情報は本件の点検修理のためにのみ利用し管理します。なお、これらの業務に携わる協力会社にはお客様の個人情報を開示することがありますが弊社と同等の管理を行わせています。

※このお知らせは、2004年8月20日に新聞や弊社ホームページ等によりお知らせした内容と同じものです。 (C117)

YAMAHA
感動を・ともに・創る

私たちは、音・音楽を原点に培った技術と感性で、新たな感動と豊かな文化を世界の人々とともに創りつづけます。

ヤマハ株式会社

あと一歩 力になるよ その思い

※平成30年度児童福祉週間標語

5月5日の「こどもの日」から1週間は「児童福祉週間」です

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に関する社会的関心の喚起を図っています。

☆「児童福祉の理念」とは…
『すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない』 ※児童福祉法第1条第1項

施設のメンテナンスを効率良い専門車両で応援します。

カーテン出張クリーニング

特許ランドリー車

カーペット・タイル出張丸洗い

特許出願中

ブラインド・ロールスクリーン出張クリーニング

株式会社三ナツ 静岡県静岡市葵区産女 1060-1
フリーダイヤル・ミナフにハロー 0120-370286 fax054-295-9003

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成30年度 **全国200万人加入!!**

ボランティア活動保険

<http://www.fukushihoken.co.jp>
ふくしの保険 検索

保険金額		Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金	1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ		
	葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円(限度額)		
賠償責任	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)		

年間保険料 (1名あたり)		Aプラン	Bプラン
タイプ	基本タイプ	350円	510円
	天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	500円	710円

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)
送迎サービス補償 (傷害保険)
福祉サービス総合補償 (傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。